

LD260003見本

後期高齢者医療保険料について

- ◎ 後期高齢者医療保険料は、高齢者の医療の確保に関する法律及び京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定により、後期高齢者医療の被保険者に対して賦課されたものです。
- 保険料の算定基準は、次のとおりです。
- 保険料は、①均等割額と②所得割額の合算になります。
- ① **令和8年度の均等割額は、年額56,340円です。**
- ② 所得割額は、次の方法により計算したものです。
- 所得割額 = 賦課のもととなる所得金額(*) × 所得割率0.1095**
- * 「賦課のもととなる所得金額」とは、「令和7年中の被保険者の総所得金額等－基礎控除額」のことです。

また、総所得金額等とは、収入額から公的年金等控除、給与所得控除等を差し引いた額のことです。

基礎控除額とは、すべての納税者に適用される「所得控除」のことで43万円となります（合計所得金額が2,400万円を超える方は、控除額が異なります）。
- * 年度途中で被保険者の資格を取得又は喪失した場合は、被保険者期間に応じて保険料を月割で算定します。
- ③ 賦課限度額は、年額80万円です。
- ④ 次に該当する世帯の被保険者は、下記の保険料額が軽減されます。
- ・ 総所得金額等が43万円＋10万円×（給与所得者等（※）の数－1）以下の場合 ……均等割額の7割
 - ・ 総所得金額等が43万円＋（30.5万円×被保険者数）＋10万円×（給与所得者等（※）の数－1）以下の場合 ……均等割額の5割
 - ・ 総所得金額等が43万円＋（56万円×被保険者数）＋10万円×（給与所得者等（※）の数－1）以下の場合 ……均等割額の2割
- ※ 被保険者又は世帯主のうち、一定の給与所得者（給与収入55万円超）と年金所得者（65歳未満の場合は年金収入60万円超、65歳以上の場合は年金収入125万円超）の方
- ◎ この通知書は、京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例第18条の規定による減免申請に係る承認決定の通知を兼ねています。

- ◎ 納付方法について
- 特別徴収…年額18万円以上の老齢・退職・障害・遺族年金を受給している方で、介護保険料がこれらの年金から引き落とされる方については、原則としてそれぞれの年金支払月（偶数月）に年金から保険料を引き落とします。ただし、一緒に引き落とされる介護保険料との合算額が特別徴収対象年金額の2分の1を超える場合、後期高齢者医療保険料の引落しは行いません。
- ※ 後期高齢者医療保険料は、前年の所得をもとに決定されますが、令和8年中の所得は、令和9年6月以降でないと決定されません。そのため、令和8年度から特別徴収している方については、令和9年4月、6月、8月は、令和9年2月と同じ保険料を仮徴収します。**
- 普通徴収…特別徴収の条件に該当しない方は、納付書又は口座振替で納付していただきます。
- 納付書が同封されている場合は、次の納期限までに納付してください。
- 口座振替は、毎月27日（27日が金融機関、ゆうちょ銀行（郵便局）の休業日に当たる場合は翌営業日）に行います。

	納付月	納 期 限
1期	7月	令和8年 7月31日
2期	8月	令和8年 8月31日
3期	9月	令和8年 9月30日
4期	10月	令和8年11月 2日
5期	11月	令和8年11月30日
6期	12月	令和9年 1月 4日
7期	1月	令和9年 2月 1日
8期	2月	令和9年 3月 1日
9期	3月	令和9年 3月31日
随 時 分	この通知書を発行した日の属する月の末日（末日が金融機関、ゆうちょ銀行（郵便局）の休業日に当たる場合は翌営業日）まで	

納付場所（令和8年4月1日現在）

- 市役所・区役所・支所の京都市指定金融機関派出箇所（ただし窓口開所時間に限る。）、右京区役所京北出張所（ただし窓口開所時間に限る。）
- 次の金融機関の本店・支店・出張所
- | | |
|-------|---|
| 銀 行 | みずほ、三菱UFJ、三井住友、北陸、北國、滋賀、京都、池田泉州、南都、但馬、徳島大正 |
| 信用金庫 | 京都、京都中央 |
| 信用組合 | 京滋、近畿産業 |
| そ の 他 | 近畿労働金庫、京都市農業協同組合、京都農業協同組合、京都中央農業協同組合、京都府信用農業協同組合連合会 |
- 近畿2府4県の区域内に所在するゆうちょ銀行直営店及び郵便局（京都府、大阪府、兵庫県、滋賀県、奈良県、和歌山県）

- ◎ 不服申立て及び取消訴訟
- 1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、京都府後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、原則として、審査請求をすることができなくなります。
- 審査請求の手続については、住所地の区役所・支所**市民総合窓口室**保険年金担当（京北地域にお住まいの方は、京北出張所保健福祉第一担当）へお問い合わせください。
- 2 この処分については、前項の審査請求の裁決を経た後でなければ、取消訴訟を提起することができません。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで取消訴訟をすることができます。
- （1）審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき
- （2）処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき
- （3）その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき
- 3 この処分についての取消訴訟は、第1項の審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から6か月以内に、保険料額の決定に関することについては京都府後期高齢者医療広域連合（訴訟において京都府後期高齢者医療広域連合を代表する者は、京都府後期高齢者医療広域連合長になります。）を被告として、保険料の徴収方法等に関することについては京都市（訴訟において京都市を代表する者は京都市長となります。）を被告として提起することができます。
- ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都府後期高齢者医療審査会の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、原則として、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

この通知書は、令和8年度の後期高齢者医療保険料について、保険料の額や徴収方法などをお知らせするものです。
通知内容の詳細については、通知書の裏面も御覧ください。
また、御不明な点などありましたら、下記までお問い合わせください。

＜ お問合せ先 ＞

※ 後期高齢者医療保険料仮徴収額決定通知書
と後期高齢者医療保険料仮徴収開始通知書
が綴られています。

令和8年度 後期高齢者医療保険料仮徴収額決定通知書

年 月 日
京都府後期高齢者医療広域連合長



令和8年度分の後期高齢者医療保険料仮徴収額を次のとおり決定しましたので通知します。

被 保 険 者 氏 名	
被 保 険 者 番 号	
決 定 年 月 日	
決 定 理 由	

仮徴収額
円

【保険料算定の基礎】

前年度保険料額 ※①		仮徴収額 ※②

特記事項

令和8年度 後期高齢者医療保険料仮徴収開始通知書

年 月 日 京都市 区長



令和8年度分の後期高齢者医療保険料額を次のとおり年金から仮徴収しますので通知します。

被 保 険 者 氏 名			
被 保 険 者 番 号			
徴 収 番 号			
住 所			
生 年 月 日		性別	
年 間 保 険 料 額			
仮 徴 収 額			
これからの徴収方法			
特 別 徴 収 義 務 者			
特別徴収対象年金			
特別徴収対象年金額			

令和8年4月の特別徴収額

円

【特記事項】

令和 8 年 4 月から、あなたの後期高齢者医療保険料については、年金からの引落し（特別徴収）が始まります。

あなたの後期高齢者医療保険料は、令和 8 年 3 月までは、納付書あるいは口座振替等（普通徴収）で毎月納めていただいていたが、令和 8 年 4 月以降は、年金から引落し（特別徴収）させていただくことになります。（高齢者の医療の確保に関する法律第 107 条・110 条）

なお、これまで口座振替をご利用されていた方は、4 月以降口座からの引落しを停止しますので、二重に納めることにはなりません。

後期高齢者医療保険料について

- * 後期高齢者医療保険料は、「高齢者の医療の確保に関する法律」及び「京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例」の規定により、後期高齢者医療の被保険者に対して賦課されたものです。
- * 本通知書に記載した保険料は、仮徴収期間（4、6、8 月徴収分）の保険料であり、令和 7 年中の所得がまだ確定していない時期のため、暫定的に令和 7 年度の保険料に基づいて計算しています。
- * 制度改正等により、令和 6 年中と令和 7 年中の所得額が同じでも、令和 7 年度と令和 8 年度の保険料が変更になる場合があります。

◎ 不服申立て及び取消訴訟

- 1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、京都府後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、原則として、審査請求をすることができなくなります。
審査請求の手続については、住所地の区役所・支所 **市民総合窓口** 室保険年金担当（京北地域にお住まいの方は、京北出張所保健福祉第一担当）へお問い合わせください。
- 2 この処分については、前項の審査請求の裁決を経た後でなければ、取消訴訟を提起することができません。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで取消訴訟をすることができます。
 - （1）審査請求があった日から 3 か月を経過しても裁決がないとき
 - （2）処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき
 - （3）その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき
- 3 この処分についての取消訴訟は、第 1 項の審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から 6 か月以内に、保険料額の決定に関することについては京都府後期高齢者医療広域連合（訴訟において京都府後期高齢者医療広域連合を代表する者は、京都府後期高齢者医療広域連合長になります。）を被告として、保険料の徴収方法等に関することについては京都市（訴訟において京都市を代表する者は京都市長となります。）を被告として提起することができます。
ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都府後期高齢者医療審査会の裁決があった日）の翌日から起算して 1 年を経過したときは、原則として、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(説明 1)

後期高齢者医療保険料について

- ◎ 後期高齢者医療保険料は、高齢者の医療の確保に関する法律及び京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定により、後期高齢者医療の被保険者に対して賦課されたものです。

保険料の算定基準は、次のとおりです。

保険料は、①均等割額と②所得割額の合算になります。

- ① **令和7年度の均等割額は、年額56,340円です。**

- ② 所得割額は、次の方法により計算したものです。

所得割額 = 賦課のもととなる所得金額(*) × 所得割率0.1095

*「賦課のもととなる所得金額」とは、「令和6年中の被保険者の総所得金額等－基礎控除額」のことであり、また、総所得金額等とは、収入額から公的年金等控除、給与所得控除等を差し引いた額のことであり、基礎控除額とは、すべての納税者に適用される「所得控除」のことであり43万円となります（合計所得金額が2,400万円を超える方は、控除額が異なります）。

※ 年度途中で被保険者の資格を取得又は喪失した場合は、被保険者期間に応じて保険料を月割で算定します。

- ③ 賦課限度額は、年額80万円です。

- ④ 次に該当する世帯の被保険者は、下記の保険料額が軽減されます。

- ・ 総所得金額等が43万円＋10万円×（給与所得者等（※）の数－1）以下の場合・・・均等割額の7割
- ・ 総所得金額等が43万円＋（30.5万円×被保険者数）＋10万円×（給与所得者等（※）の数－1）以下の場合・・・均等割額の5割
- ・ 総所得金額等が43万円＋（56万円×被保険者数）＋10万円×（給与所得者等（※）の数－1）以下の場合・・・均等割額の2割

※ 被保険者又は世帯主のうち、一定の給与所得者（給与収入55万円超）と年金所得者（65歳未満の場合は年金収入60万円超、65歳以上の場合は年金収入125万円超）の方

- ◎ この通知書は、京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例第18条の規定による減免申請に係る承認決定の通知を兼ねています。

(説明 2)

- ◎ 納付方法について

今回の通知書に付いている納付書によりお納めください。

納付方法	納 期 限
納付書	この通知書を発行した日の属する月の末日(末日が金融機関、ゆうちょ銀行(郵便局)の休業日に当たる場合は翌営業日)まで

納付場所 (令和8年4月1日現在)

- 市役所・区役所・支所の京都市指定金融機関派出箇所（ただし窓口開所時間に限る。）、右京区役所京北出張所（ただし窓口開所時間に限る。）
- 次の金融機関の本店・支店・出張所
 - 銀 行 みずほ、三菱UFJ、三井住友、北陸、北國、滋賀、京都、池田泉州、南都、但馬、徳島大正
 - 信用金庫 京都、京都中央
 - 信用組合 京滋、近畿産業
 - そ の 他 近畿労働金庫、京都市農業協同組合、京都農業協同組合、京都中央農業協同組合、京都府信用農業協同組合連合会
- 近畿2府4県の区域内に所在するゆうちょ銀行直営店及び郵便局（京都府、大阪府、兵庫県、滋賀県、奈良県、和歌山県）

(説明 3)

- ◎ 不服申立て及び取消訴訟

- 1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、京都府後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、原則として、審査請求をすることができなくなります。

審査請求の手続については、住所地の区役所・支所**市民総合窓口室**保険年金担当（京北地域にお住まいの方は、京北出張所保健福祉第一担当）へお問い合わせください。

- 2 この処分については、前項の審査請求の裁決を経た後でなければ、取消訴訟を提起することができません。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで取消訴訟をすることができます。

- (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき

- 3 この処分についての取消訴訟は、第1項の審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から6か月以内に、保険料額の決定に関することについては京都府後期高齢者医療広域連合（訴訟において京都府後期高齢者医療広域連合を代表する者は、京都府後期高齢者医療広域連合長になります。）を被告として、保険料の徴収方法等に関することについては京都市（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）を被告として提起することができます。

ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都府後期高齢者医療審査会の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、原則として、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

納付場所 (令和8年4月1日現在)

- 市役所・区役所・支所の京都市指定金融機関派出箇所（ただし窓口開所時間に限る。）、右京区役所京北出張所（ただし窓口開所時間に限る。）
- 次の金融機関の本店・支店・出張所
 - 銀 行 みずほ、三菱UFJ、三井住友、北陸、北國、滋賀、京都、池田泉州、南都、但馬、徳島大正
 - 信用金庫 京都、京都中央
 - 信用組合 京滋、近畿産業
 - そ の 他 近畿労働金庫、京都市農業協同組合、京都農業協同組合、京都中央農業協同組合、京都府信用農業協同組合連合会
- 近畿2府4県の区域内に所在するゆうちょ銀行直営店及び郵便局（京都府、大阪府、兵庫県、滋賀県、奈良県、和歌山県）

(説明 1)

後期高齢者医療保険料について

- ◎ 後期高齢者医療保険料は、高齢者の医療の確保に関する法律及び京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定により、後期高齢者医療の被保険者に対して賦課されたものです。

保険料の算定基準は、次のとおりです。

保険料は、①均等割額と②所得割額の合算になります。

- ① **令和7年度の均等割額は、年額56,340円です。**

- ② 所得割額は、次の方法により計算したものです。

所得割額 = 賦課のもととなる所得金額(*) × 所得割率0.1095

*「賦課のもととなる所得金額」とは、「令和6年中の被保険者の総所得金額等－基礎控除額」のことで、
また、総所得金額等とは、収入額から公的年金等控除、給与所得控除等を差し引いた額のことで、
基礎控除額とは、すべての納税者に適用される「所得控除」のことで43万円となります（合計所得金額が2,400万円を超える方は、控除額が異なります）。

※ 年度途中で被保険者の資格を取得又は喪失した場合は、被保険者期間に応じて保険料を月割で算定します。

- ③ 賦課限度額は、年額80万円です。

- ④ 次に該当する世帯の被保険者は、下記の保険料額が軽減されます。

- ・ 総所得金額等が43万円＋10万円×（給与所得者等（※）の数－1）以下の場合・・・均等割額の7割
- ・ 総所得金額等が43万円＋（30.5万円×被保険者数）＋10万円×（給与所得者等（※）の数－1）以下の場合・・・均等割額の5割
- ・ 総所得金額等が43万円＋（56万円×被保険者数）＋10万円×（給与所得者等（※）の数－1）以下の場合・・・均等割額の2割

※ 被保険者又は世帯主のうち、一定の給与所得者（給与収入55万円超）と年金所得者（65歳未満の場合は年金収入60万円超、65歳以上の場合は年金収入125万円超）の方

- ◎ この通知書は、京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例第18条の規定による減免申請に係る承認決定の通知を兼ねています。

(説明 2)

- ◎ 徴収方法について

この通知に係る過年度分の保険料について、「決定額」が「変更前の額」よりも増額となった場合は、口座振替となります。
また、「決定額」が「変更前の額」よりも減額となった場合は、未納の場合を除き、改めて納めていただく必要はありません。

口座振替の取扱金融機関（令和8年4月1日現在）

振替日 (払込日)	口座振替となる場合は、この通知書を発行した月の 27日 に指定の口座から引落しします。 振替(払込)日が金融機関の休業日に当たる場合は翌営業日となります。
銀行	みずほ、三菱UFJ、三井住友、りそな、北陸、北國、福井、滋賀、京都、関西みらい、池田泉州、南都、但馬、福邦、徳島大正、ゆうちょ
信託銀行	三菱UFJ、みずほ
信用金庫	京都、京都中央
信用組合	京滋、近畿産業
その他	近畿労働金庫、京都市農業協同組合、京都農業協同組合、京都中央農業協同組合、京都府信用農業協同組合連合会

(説明 3)

- ◎ 不服申立て及び取消訴訟

- 1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、京都府後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、原則として、審査請求をすることができなくなります。

審査請求の手続については、住所地の区役所・支所**市民総合窓口**室保険年金担当（京北地域にお住まいの方は、京北出張所保健福祉第一担当）へお問い合わせください。

- 2 この処分については、前項の審査請求の裁決を経た後でなければ、取消訴訟を提起することができません。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで取消訴訟をすることができます。

- (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき

- 3 この処分についての取消訴訟は、第1項の審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から6か月以内に、保険料額の決定に関することについては京都府後期高齢者医療広域連合（訴訟において京都府後期高齢者医療広域連合を代表する者は、京都府後期高齢者医療広域連合長になります。）を被告として、保険料の徴収方法等に関することについては京都市（訴訟において京都市を代表する者は京都市長となります。）を被告として提起することができます。

ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都府後期高齢者医療審査会の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、原則として、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。